第十七　経過措置

平成二十三年三月三十一日までは、第三の二の⑾中「医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、医師又は歯科医師）（緩和ケアに係る研修を受けたものに限る。）」とあるのは、「専任の医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、専任の医師又は歯科医師）」とする。

別表第一　特定疾患療養管理料並びに処方料及び処方せん料に規定する疾患

結核
悪性新生物
甲状腺障害
処置後甲状腺機能低下症
糖尿病
スフィンゴリピド代謝障害及びその他の脂質蓄積障害
ムコ脂質症
リポ蛋白代謝障害及びその他の脂（質）血症
リポジストロフィー
ローノア・ベンソード腺脂肪腫症
高血圧性疾患
虚血性心疾患
不整脈
心不全
脳血管疾患
一過性脳虚血発作及び関連症候群
単純性慢性気管支炎及び粘液膿性慢性気管支炎
詳細不明の慢性気管支炎
その他の慢性閉塞性肺疾患
肺気腫
喘息
喘息発作重積状態
気管支拡張症
胃潰瘍
十二指腸潰瘍
胃炎及び十二指腸炎
肝疾患（経過が慢性なものに限る。）
慢性ウイルス肝炎
アルコール性慢性膵炎
その他の慢性膵炎
思春期早発症
性染色体異常

別表第二　特定疾患治療管理料に規定する疾患等

一　特定薬剤治療管理料の対象患者

⑴　テオフィリン製剤を投与している患者

⑵　不整脈用剤を投与している患者

⑶　ハロペリドール製剤又はブロムペリドール製剤を投与している患者

⑷　リチウム製剤を投与している患者

⑸　免疫抑制剤を投与している患者

⑹　サリチル酸系製剤を投与している若年性関節リウマチ、リウマチ熱又は関節リウマチの患者

⑺　メトトレキサートを投与している悪性腫瘍の患者

⑻　アミノ配糖体抗生物質、グリコペプチド系抗生物質又はトリアゾール系抗真菌剤を投与している入院中の患者

⑼　⑴から⑻までに掲げる患者に準ずるもの

二　小児特定疾患カウンセリング料の対象患者

十五歳未満の気分障害、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達の障害又は小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害の患者

三　難病外来指導管理料の対象疾患

昭和四十八年四月十七日衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」の別紙の第3に掲げる疾患

四　皮膚科特定疾患指導管理料⑴の対象疾患

天疱瘡
類天疱瘡
エリテマトーデス（紅斑性狼瘡）
紅皮症
尋常性乾癬
掌蹠膿疱症
先天性魚鱗癬
類乾癬
偏平苔癬
結節性痒疹その他の痒疹（慢性型で経過が一年以上のものに限る。）

五　皮膚科特定疾患指導管理料⑵の対象疾患

帯状疱疹
じんま疹
アトピー性皮膚炎（十六歳以上の患者が罹患している場合に限る。）
尋常性白斑
円形脱毛症
脂漏性皮膚炎

別表第三　外来栄養食事指導料、入院栄養食事指導料、集団栄養食事指導料及び在宅患者訪問栄養食事指導料に規定する特別食

腎臓食
肝臓食
糖尿食
胃潰瘍食
貧血食
膵臓食